

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

配偶者等の役員に対する給与の適正額が争点となった事例
— 常勤役員か、非常勤役員か —

小菅 貴子〔本郷支部〕

はじめに

役員に対する給与は、法人税法34条1項の定期同額給与に該当する場合であっても、同条2項で、不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入しないとしています。そして、同法施行令70条1号で、実質基準における不相当に高額な部分の金額を「当該役員の職務の内容、その内国法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況等に照らし、当該役員の職務に対する対価として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額」と定めています。

「役員の職務の内容」については、さいたま地裁平成19年12月19日判決では、「常務理事ないし取締役の職務は管理者としての職務をその本質とする」と判断しています（この判断は控訴審である東京高裁平成20年10月1日判決でも維持されています。）が、代表取締役の配偶者等である役員に対する給与の適正額が争われた判決では、職務の内容から、配偶者等が非常勤役員に当たると認定し、その適正額が、同業種類法人の非常勤役員に対する給与と比較した判断がなされる場合が見受けられます。

今回ご紹介する判決は、役員給与の平成18年改正前の事例ですが、代表取締役の配偶者等が、非常勤役員と判断された判決と常勤役員と判断された判決を職務内容について判断された箇所の実態認定を中心にご紹介したいと思います。

I 非常勤役員と判断された判決

平20.11.14公表裁判
(J76-3-19)(棄却)

1. 事案の概要

本件は、〇〇の製造及び販売等を事業目的として設立された同族会社である請求人が代表取締役Gの妻であるH（取締役）に支払った役員報酬の適正報酬額が争点となった事例です。

2. 審判所の判断

①Gは、代表取締役として、〇〇の製造販売、従業員に対する指揮命令、あるいは資金繰り等経営全般について従事していること、②Gの父で会長であるJ（元代表取締役）は、経営方針の決定、年末調整を含めた給与計算等、資金繰り、融資の保証人及び対外的な行事への出席など財務管理を中心に多くの職務に従事していること、③Hは、経営への参画、Gに対する経営に関するアドバイス及び従業員からの相談事への対応に従事していること等が認められ、これらの事実から判断すると、請求人の経営方針の決定、〇〇の製造販売及び資金繰り等の重要事項に係る業務については、それらのほとんどがG及びJの二人により判断、決定及び業務遂行が行われているものと認められる。

また、請求人は、〇〇の製造業務を除き、請求人の主要な業務であると認められる①資金管理業務、②製造設備、工場建物及び本社建物等の点検、保守及び管理業務、③倉庫内商品の管理・保管業務、④広告、販売管理、仕入管理、経理会計業務及び総務事務を外部（関連法人）に業務委託し、外部委託した業務は、J及びL（取締役）らが統括責任者等として業務を担当していること等からすると、外部委託したこれらの業務について、Hが請求人の取締役としての立場で担当することはないと認められる。

上記事実及びHの申述等を総合的に判断すれば、Hは、請求人の経営方針の決定、〇〇の製造販売、資金繰り等の重要事項には従事せず、請求人が外部に委託した業務を担当することもなく、月のうち、接待等の従事日数は僅

少であり、請求人の事務所への出社日数もわずかであり、その多くの日数は家事や子供の世話に費やされていると認められることから、請求人の日常的な役員としての職務に従事しない、いわゆる非常勤役員に当たると認められるのが相当である。

II 常勤役員と判断された判決

平17.3.25非公開裁判
(F0-2-248)(全部取消し)

1. 事案の概要

本件は、主として〇〇〇製造販売業を営む同族会社である請求人が、筆頭株主の妻である取締役Sに支給した役員報酬のうち不相当に高額な部分があるか否かが争点となった事例です。

原処分庁は、Sが、喫茶店を個人で経営し、従事していること、仕事に関して作成する書類がないこと、営業、経理、人事、製造及び配達関係の仕事をしていないこと等から、常勤役員（取締役会の構成員をなすとともに、それぞれの職位にあって業務の執行に当たる者）としての勤務実態はなく、非常勤役員（単に取締役として取締役会の構成員をなすにすぎない者）であると認められ、また、請求人の筆頭株主の妻という事実以外に経営に参画しているとは認められないと主張しました。

2. 審判所の判断

当審判所の調査の結果によれば、取締役Sの請求人における役員としての勤務状況は、①取締役会に出席するなどして会社の経営方針の決定にかかわっていること、②請求人の決算書や法人税の確定申告書を所轄の税務署へ提出する前にその内容を確認するなどして、会社の業績について承知していること、③代表取締役から各従業員の勤務成績の説明を受け、これを基に、請求人の業績等を参考にして従業員の給与や賞与を決定していること、④請求

人の事務所等には、週に3、4回は顔を出し、代表取締役や従業員から、経営上はもちろん日常業務に関する問題点等についても聴取していることなどが認められ、取締役として経営に参画し、ほぼ常時勤務している事実が認められる。したがって、本件役員報酬額を類似法人の非常勤役員の報酬の額と比較する方法により、不相当に高額であるとする額を算出することは相当ではない。

おわりに

Iの判決では、請求人の重要事項に係る業務については、代表取締役と会長の二人により判断、決定及び業務遂行が行われていることから、Hが経営に参画しているとしても、重要事項には従事していない、外部委託している業務（管理業務）も担当していない、接待等の従事日数、出社日数もわずかということで、非常勤役員と認定されたのではないかと考えられます。

IIの判決では、Sは個人で喫茶店を経営し、従事し、請求人の主張によれば、請求人には「午後1時ころから1時間ないし2時間」臨社し、つり銭の交付及び売上金の管理並びに草取り、清掃作業をしていましたが、経営上及び日常業務についての問題点等について聴取していること等、会社の状況を把握し、また、経営方針等の決定にもかかわっていることから、常勤役員と判断されたと思われる。

なお、TAINSで検索する場合のキーワードは、「役員報酬」(平成18年改正後の事例では「役員給与」)、「妻」、「不相当に高額」です。

収録内容に関するお問合せは
データベース編集室へ
TEL 03-5496-1416

経営提案できる会計事務所へ。
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、PDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



これまでのご経験と実績。
顧問先の経営改善に、
もっと活かすべきです。
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強カツールACELINK NX-Proと
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

MJSイメージキャラクター：高川 希

提案型会計事務所へ、
MJSがバックアップ!

会計事務所向けERPシステム

ACELINK
NX-Pro

詳しくは今すぐ

ACELINK NX-Pro 検索

●ACELINK NX-Pro, ACELINK NX記帳くん、
iCompass NX, MJS LINK NX-i, ミロクのかん、
たし 法人会計, ACELINK NX-CEは株式会社
ミロク情報サービスの商標又は登録商標です。



MJS

株式会社ミロク情報サービス
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル4F 階 〒1163-0648
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789

— 地域密着型全国ネットワークで最適な承継先を推薦! —
MJSの会計事務所 事業承継支援サービス

ご相談から、承継先の紹介、承継対価の算定、契約書の作成、承継完了まで誠心誠意ご支援します。
MJS会計事務所承継支援室に、ぜひご相談ください。

フリーダイヤル ☎0120-369-144 (平日9:00~17:30)

フリーファックス ☎0120-369-667

当社ホームページに「ご相談シート」を用意しております。 <http://www.mjs.co.jp/account/shoukei/>